

2級ビオトープ管理士「一部免除認定校」について

ビオトープとは、その地域にすむ野生の生きものたちが自立して生息・生育できる、まとまった空間を意味しています。ビオトープ管理士は、地域の自然生態系を守り取り戻す役割を担う、ビオトープ事業や自然再生事業を効果的に推進するために必要な、知識、技術、評価・応用能力を持つ者に与えられる資格です。

ビオトープ管理士は、専門性の異なる「計画部門」と「施工部門」の2部門があります。「計画部門」は、地域の自然生態系の保護・保全、復元、創出の理念や、野生生物等の調査技術を踏まえた、広域的な地域計画（都市計画、農村計画など）のプランナーに相当します。「施工部門」は地域の自然生態系の保護・保全、復元、創出の理念や、野生生物等の調査技術を踏まえた、設計・施工にあたる事業現場担当の技術者に相当します。ビオトープ管理士の資格はさらに、業務担当の責任者レベルとなる「1級」と、基礎的な知識を有する技術者レベルの「2級」に区分されています。

ビオトープ管理士の資格は、環境省の入札参加資格審査申請における有資格者として指定されているほか、各地の自治体で、業務入札の際の要件として活用されているようです。ビオトープ管理士として認定されると、ビオトープ管理士会に入会することができます。すでに日本各地に支部が設立されているほか、公式のホームページが開設されており、会員間の情報交流に役立てられています。

宇都宮大学農学部農業環境工学科は、平成18年より、ビオトープ管理士「一部免除認定校」となりました。この制度は、次の3つの条件すべてを満たす学生または卒業後5年以内で希望する方に適用されます（http://www.biotop-kanrishi.org/ichibumenjo/utsunomiya_u.pdf）。

ビオトープ管理士「一部免除認定」適用の要件

- ・ 2級の受験者であること。
- ・ 農業環境工学科の学生か、卒業生(5年以内)であること。
- ・ 「試験科目に対応する授業の一覧表」に掲げられた全ての授業について、履修済みであるか、受験する年度内にその見込みがあること。

ビオトープ管理士資格試験 試験科目に対応する授業の一覧表

適用可能な級・部門	2級ビオトープ計画管理士, 2級ビオトープ施工管理士	
ビオトープ管理士資格試験 試験科目	左に該当する授業の名称	
共通科目	生態学	田園生態工学
	ビオトープ論	田園生態工学演習
	環境関連法	環境評価システム論 農村農地工学
専門科目	計画部門	農村計画論 景観計画 田園生態工学
	施工部門	施工管理学 農村農地工学

この制度を利用すると、学科の授業を履修したことでビオトープ管理士としての基本的な知識を有することが証明できるため、試験問題が一部免除されるメリットがあります。農業環境工学科の皆さん、この機会にチャレンジしてみたいはいかがでしょうか。